

在留邦人の皆様へ

平成24年4月3日
在デュッセルドルフ日本国総領事館

電子滞在許可証（eAT）の導入について

ドイツでは、2011年9月1日より、本人出頭による指紋採取が必要とされる電子滞在許可証（eAT）が導入されます。それに伴い、ドイツ連邦移民・難民局が同HP上において電子滞在許可証（eAT）の概要について日本語で説明しておりますので、そちらをご覧ください。また、デュッセルドルフ市外国人局も同様のお知らせを同HP上に掲載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

なお、電子滞在許可証（eAT）の発給には原則4週間程度かかるとのことですが、場合によってはそれ以上かかる場合もあり得るとのことです。

- 電子滞在許可証（ドイツ連邦移民・難民局(Bundesamt fuer Migration und Fluechtlinge) HP)
http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Flyer/flyer-eAT-jap.pdf?__blob=publicationFile
- 電子滞在許可証について知っておくべきこと（ドイツ連邦移民・難民局(Bundesamt fuer Migration und Fluechtlinge)HP)
http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Broschueren/Broschuere-eAT-jap.pdf?__blob=publicationFile
- デュッセルドルフ市外国人局からのお知らせ（デュッセルドルフ市外国人局 HP）（※ なお、9月1日以降、滞在許可申請には事前予約が必要になるとのことです。）
<http://www.duesseldorf.de/auslaenderamt/aufenthalt/index.shtml>

【追記 平成23年8月19日】

メットマン郡からの電子滞在許可証（eAT）に関する同様のお知らせについては以下をご覧ください（※ なお、9月1日以降、滞在許可申請には事前予約が必要になるとのことです。）。

- メットマン郡からのお知らせ
http://www.dus.emb-japan.go.jp/profile/japanisch/j_konsular/j_pdf/110818_eAT_Mettmann.pdf

【追記 平成24年4月3日】

電子滞在許可証（eAT）の申請は事前予約制となっております。事務処理に支障をきたしたり、発給が遅れることもあり得ますので、申請者の方は必ずアポイントメントを取っていただくようお願いいたします。なお、申請の際には随行者（例えば現地の言語等に堪能な方）を同行することも認められているとのことです。